

# 町への手紙「ハイ こちら町長室」

町への手紙「ハイ こちら町長室」は、町民参加による活力あるまちづくりを推進するために、皆さんの要望、提言、意見などをお聴きし、町政に反映させる方法の一つとして実施しています。町への手紙は、町内の公共施設に投函箱を設置しているほか、広報紙への刷り込みやメールでも受付しています。

※様式は特に定めておりませんが、15～16ページに掲載の様式を令和3年2月28日(日)までお使いいただけます。

## ●回答について

回答までには、事実確認や調査などでおおむね1か月ほど時間をいただきます。メールでのご意見につきましても、郵送で回答します。

## 回答しないもの(参考意見とさせていただきます)

- ・無記名や匿名、住所のないもの(メールについても住所・氏名の記載のないもの)
- ・誹謗中傷を含むもの
- ・趣旨が不明確のもの
- ・明らかに、営利・営業を目的とするもの
- ・明らかに組織的、団体としての行動で、おおむね同一の内容が多数寄せられたもの

## ●投函箱を設置している施設

- ・役場庁舎
- ・生涯学習センター
- ・公民館
- ・保健福祉センター
- ・総合体育館
- ・屋内温水プール
- ・コミュニティセンター(利府駅)



メールでの送付先アドレスは  [tegami@rifu-cho.com](mailto:tegami@rifu-cho.com) です。

## 町への手紙 事例紹介

令和元年度および令和2年度上半期に町への手紙でいただいた提案、要望、質問等のうち、同様の内容で多く寄せられたものをご紹介します。

### 町民バスを、団地内にも運行してほしい

⇒町民バスは、民間バスが運行していない交通空白地域の解消を目的として運行しており、民間バスと競合しないようルートを設定しています。しらかし台、菅谷台等の団地内には乗入れしておりませんので、御理解願います。



### 宿泊施設が町内にもっとあるとよいのでは

⇒地域内の経済循環の創出が期待できるほか、大規模イベント時等の交通渋滞の緩和策にもつながることから、町としても立地を望んでいます。誘致活動をはじめ、出店を希望する事業者から相談があった場合には、建築条件などについて積極的に助言等を行っております。

### 防災行政無線が聞こえづらいことがある

⇒スピーカー等の位置関係や気象条件により聞こえづらいことがありますので、窓を開ける等の対応をお願いします。放送から12時間以内であればテレホンサービス(356-8951 ※通話料がかかります)で内容を確認できます。また、「利府町行政情報一斉配信サービス」に登録していただくと電子メールやLINEで災害に関する情報等をいち早く受け取ることができます。

### 利府町行政情報一斉配信サービス



LINE



メール



フィーチャー  
フォン

ホームページからでもご登録いただけます。

 秘書政策室 秘書広報班 ☎767-2112